

ジェットロ仮訳

※本資料は仮訳の部分を含みます。ジェットロでは情報・データ・解釈などをできる限り正確を期するよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェットロが保証するものではないことを予めご了承下さい。

謄本



インドネシア共和国  
大統領

法務・人権省で適用される非税国家収入の種類と料率に関する  
インドネシア共和国政令  
2019 年第 28 号

慈悲深き、慈悲あまねき、アッラーの御名において

インドネシア共和国大統領は、

- a. 既に複数回の改正が行われ、最後の改正が法務・人権省で適用される非税国家収入の種類と料率に関する政令 2014 年第 45 号に対する二度目の改正に関する政令 2016 年第 45 号により行われた法務・人権省で適用される非税国家収入の種類と料率に関する政令 2014 年第 45 号で定められた法務・人権省で適用される非税国家収入の種類と料率の調整を行うため、法務・人権省で適用される非税国家収入の種類と料率を再規定する必要があること；
- b. a 項の検討に基づき、また非税国家収入に関する法律 2018 年第 9 号第 4 条第(3)項および第 8 条第(3)項の規定を履行するため、法務・人権省で適用される非税国家収入の種類と料率に関する政令を定める必要があること；

を検討し、

1. インドネシア共和国 1945 年憲法第 5 条第(2)項；
2. 非税国家収入に関する法律 2018 年第 9 号(インドネシア共和国官報 2018 年第 147 号、官報補遺第 6245 号)；
3. 非税国家収入の種類と納付に関する政令 1997 年第 22 号に対する改正に関する政令 1998 年第 52 号(インドネシア共和国官報 1998 年第 85 号、官報補遺第 3760 号)により改正された非税国家収入の種類と納付に関する政令 1997 年第 22 号(インドネシア

共和国官報 1997 年第 57 号、官報補遺第 3694 号) ;

を考慮し、

法務・人権省で適用される非税国家収入の種類と料率に関するインドネシア共和国政令  
を定めることを決める。

### 第 1 条

- (1) 法務・人権省で適用される非税国家収入の種類には、以下の収入が含まれる：
  - a. 法務サービス；
  - b. 教育・訓練；
  - c. 出入国管理サービス；
  - d. 知的財産サービス；
  - e. 保健サービス；および
  - f. 収監者の自立養成のための他者との協力活動
- (2) 第(1)項 a から e で定められた法務・人権省で適用される非税国家収入の種類と料率は、本政令の分かつことのできない一部である添付書類において定める。
- (3) 第(1)項 f で定められた収監者の自立養成のための他者との協力活動の非税国家収入に対する料率は、協力契約に記載された額面価額である。

### 第 2 条

- (1) 第 1 条第(1)項 a で定められた法務サービスに由来する非税国家収入のうち：
  - a. 株式会社登録簿の株式会社データ、財団登録簿の財団データ、団体のデータ、公正証書保管登録データ、学芸員のデータ、遺言のデータ、信託担保のデータ、政党のデータ、帰化のデータ、国籍状態のデータ、および文民捜査官のデータに関する情報；
  - b. 株式会社、財団および団体の封鎖申請および封鎖解除；
  - c. 電子的または非電子的な指紋の概略説明と識別；および／あるいは
  - d. 帰化と国籍状態上記の形のものが、政府の利益のために申請された場合は、Rp.0,00 の料金が課される。
- (2) 第(1)項で定められた料金の適用の要件および手続のより詳細な規定は、法務・人権省令で定める。

### 第 3 条

第 1 条第(1)項 a で定められた法務サービスに由来する非税国家収入のうち、協同組合の設立証書の公認、協同組合の定款の変更および協同組合の解散に課される料金は Rp.0,00 である。

### 第 4 条

- (1) 第 1 条第(1)項 b で定められた教育・訓練に由来する非税国家収入には、交通費は含まれない。
- (2) 第(1)項で定められた交通費は、法令の規定に応じて納付者に課される。

## 第 5 条

- (1) 第 1 条第(1)項 c で定められた出入国管理サービスに由来する非税国家収入のうち、以下の者に対する通常旅券には **Rp.0,00** の料金が課される：
  - a. 初めて外国で就労するインドネシア人労働者；あるいは
  - b. インドネシアの領域外に定住する、経済的余裕のないインドネシア国籍者
- (2) 第 1 条第(1)項 c で定められた出入国管理サービスに由来する非税国家収入のうち、以下の者に対するインドネシア共和国旅券を代替する渡航書類には **Rp.0,00** の料金が課される：
  - a. 外国で刑罰を受け帰国する、または外国で外国政府により退去処分を受けたインドネシア国籍者；あるいは
  - b. 本国送還されたインドネシア国籍者
- (3) 第 1 条第(1)項 c で定められた出入国管理サービスに由来する非税国家収入のうち、国境通行協定に従った、国境地帯に居住するインドネシア国籍者に対する、個人国境通行パスおよび家族国境通行パスには **Rp.0,00** の料金が課される。
- (4) 第 1 条第(1)項 c で定められた出入国管理サービスに由来する非税国家収入のうち、以下の者に対する査証には **Rp.0,00** あるいは **US\$0,00** の料金が課され得る：
  - a. 不可抗力の克服のために必要としている外国人；
  - b. インドネシア共和国政府に対する外国によるプログラムまたはプロジェクトの支援協力のための外国人専門労働者；
  - c. インドネシア共和国政府から奨学金を受けた外国人大学生または学生；
  - d. 相互主義の実施の枠組みにある外国人；あるいは
  - e. インドネシア領域の被災地の人道支援のための、外国政府代表部、国際機関または国際市民団体の外国人
- (5) 第 1 条第(1)項 c で定められた出入国管理サービスに由来する非税国家収入のうち、以下の者に対する出入国管理サービスには **Rp.0,00** の料金が課され得る：
  - a. 不可抗力の克服のために必要としている外国人；
  - b. インドネシア共和国政府に対する外国によるプログラムまたはプロジェクトの支援協力のための外国人専門労働者；
  - c. インドネシア共和国政府から奨学金を受けた外国人大学生または学生；
  - d. インドネシアに定住する、経済的余裕のない外国人；
  - e. 退去処分の実施のためにインドネシアにいる外国人；
  - f. インドネシアへ送還される外国人（訳注：原文ママ。なお、「外国からインドネシアに送還される者」と思われる）；
  - g. 相互主義の実行にあたる外国人
- (6) 第 1 条第(1)項 c で定められた出入国管理サービスに由来する非税国家収入のうち、以

下の外国人に対する負担金には **Rp.0,00** の料金が課され得る：

- a. 病院で治療を受けなければならない精神障害者；
  - b. 不可抗力の事態にある；
  - c. インドネシアにおり、経済的に余裕がない；
  - d. 退去処分の実施のためにインドネシアにいる；
  - e. 司法機関の取扱を受けている；あるいは
  - f. 裁判所の判決の実施のため
- (7) 第(1)項から第(6)項までに定められた要件と料率の適用手続に関するより詳細な規定は、財務大臣の承認を得た上で、法務・人権大臣決定により定める。

#### 第 6 条

- (1) 第 1 条第(1)項 d で定める知的財産サービスに由来する非税国家収入のうち、零細事業者、小規模事業者、教育機関および政府の研究開発機関に対する特許の年間費用は、本政令の添付書類の IV 番 B の 25a および 26a に記載された料率の 10%の料率が課され得る。
- (2) 特定の状況では、政府の研究開発機関、国立および私立の高等教育機関、国立および私立の学校、その他の政府教育機関に対して、特許の年間費用の支払義務に **Rp.0,00** の料率が課され得る。
- (3) 社会および／あるいは公共の利益のために特許を贈与あるいは寄進する場合、特許の年間費用に由来する非税国家収入に対して **Rp.0,00** の料率が特許権者に課される。
- (4) 著作者、著作権者、隣接権製品の所有者および／あるいは権利の被譲渡者のデータの補正および氏名および／あるいは住所の補正が申請者の過失によらずに提出された場合、データの補正および氏名および／あるいは住所の補正の申請に由来する非税国家収入には、**Rp.0,00** の料率が課される。
- (5) 第(1)項から第(4)項までに定められた要件と料率の適用手続に関するより詳細な規定は、財務大臣の承認を得た上で、法務・人権大臣決定により定める。

#### 第 7 条

第 1 条第(1)項 e で定められた保健サービスに国民健康保険の加入者としてその権利を行使している市民に対しては、法令の規定に応じて定められた料率が適用される。

#### 第 8 条

- (1) 第 1 条第(1)項 e で定められた保健サービスに由来する非税国家収入のうち、特定の市民には、**Rp.0,00**、本大臣の添付書類 V 番に記載された料率の 75%、50%、25%の料率が課され得る。
- (2) 第(1)項で定められた要件と料率の適用手続に関するより詳細な規定は、財務大臣の承認を得た上で、法務・人権省令により定める。

#### 第 9 条

法務・人権省で適用される非税国家収入のすべては、国庫に入金する義務がある。

#### 第 10 条

本政令が施行開始される際、本政令の施行開始前に、既に申請が提出されていた著作権証書の発行費用（サービス）、工業意匠証書の発行費用（サービス）、半導体回路配置証書の発行費用（サービス）、特許および簡易特許の証書の発行費用（サービス）、商標証書の発行費用（サービス）、地理的表示証書の発行費用（サービス）という形による知的財産収入に由来する非税国家収入には、法務・人権省で適用される非税国家収入の種類と料率に関する政令 2014 年第 45 号第 7 条の規定に応じた料率規定が適用される。

#### 第 11 条

既に複数回の改正が行われ、最後の改正が法務・人権省で適用される非税国家収入の種類と料率に関する政令 2014 年第 45 号に対する二度目の改正に関する政令 2016 年第 45 号（インドネシア共和国官報 2016 年第 227 号、官報補遺第 5940 号）により行われた法務・人権省で適用される非税国家収入の種類と料率に関する政令 2014 年第 45 号（インドネシア共和国官報 2014 年第 125 号、官報補遺第 5541 号）は撤廃され、無効を宣言される。

#### 第 12 条

本政令は法制化の日から 15 日後に施行開始される。

すべての者が知ることができるよう、本政令の法制化をインドネシア共和国官報に掲載することを命じる。

ジャカルタにて制定

2019 年 4 月 18 日

インドネシア共和国大統領

署名

JOKO WIDODO

ジャカルタにて法制化

2019 年 4 月 18 日

インドネシア共和国

法務・人権大臣

署名

YASONNA H. LAOLY

インドネシア共和国官報 2019 年第 71 号

原本と同様の謄本

インドネシア共和国

国家官房局

法務・法制化分野副長官

Lydia Silvanna Djaman

# 法務・人権省で適用される非税国家収入の種類と料率に関する

## インドネシア共和国政令

### 2019 年第 28 号

#### に対する解説

#### I. 概略

非税国家収入を国の発展のサポートに最大活用するために、国家の収入源の一つである法務・人権省の非税国家収入を、市民へのサービスの向上のために管理し、利用する必要がある。

法務・人権省は既に複数回の改正が行われ、最後の改正が法務・人権省で適用される非税国家収入の種類と料率に関する政令 2014 年第 45 号に対する二度目の改正に関する政令 2016 年第 45 号により行われた法務・人権省で適用される非税国家収入の種類と料率に関する政令 2014 年第 45 号で定められた、非税国家収入の種類と料率を有している。しかし、法務・人権省の非税国家収入の調整があったことにより、法務・人権省で適用される非税国家収入の種類と料率を再規定する必要がある。

#### II. 逐条注釈

##### 第 1 条

##### 第(1)項

a

十分に明確である。

b

十分に明確である。

c

十分に明確である。

d

十分に明確である。

e

十分に明確である。

f

「収監者の自立養成のための他者との協力活動」には、収監者の労働サービスの利用および／あるいは収監者製作の製品の売上が含まれる。

##### 第(2)項

十分に明確である。

##### 第(3)項

十分に明確である。

## 第2条

### 第(1)項

「政府の利益」とは特に、調査、研究、税務および人道である。

### 第(2)項

十分に明確である。

## 第3条

十分に明確である。

## 第4条

### 第(1)項

十分に明確である。

### 第(2)項

「法令の規定に応じて」とは特に、財務省が定めた費用標準である。

## 第5条

### 第(1)項

十分に明確である。

### 第(2)項

十分に明確である。

### 第(3)項

十分に明確である。

### 第(4)項

#### a

「不可抗力」とは特に、洪水、地震、火災または暴動である。

#### b

十分に明確である。

#### c

十分に明確である。

#### d

十分に明確である。

#### e

十分に明確である。

### 第(5)項

十分に明確である。

### 第(6)項

十分に明確である。

### 第(7)項

十分に明確である。

## 第 6 条

### 第(1)項

十分に明確である。

### 第(2)項

「特定の状況」とは、特に、特許に関する法律 2016 年 13 号の施行前の特許の年間費用の義務があり、および／あるいはその特許がまだ商業化されていない際に課される。

### 第(3)項

十分に明確である。

### 第(4)項

十分に明確である。

### 第(5)項

十分に明確である。

## 第 7 条

十分に明確である。

## 第 8 条

### 第(1)項

「特定の市民」とは特に、貧困市民、経済的に余裕がない市民および自然災害の被災者である。

### 第(2)項

十分に明確である。

## 第 9 条

十分に明確である。

## 第 10 条

十分に明確である。

## 第 11 条

十分に明確である。

## 第 12 条

十分に明確である。